

治水事業等に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 豪雨対策の推進

(1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

(2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

2. ダム整備等に関する支援

(1) ダム整備・再生や堆砂対策等により、流域全体の治水対策を強化すること。

(2) 特定多目的ダムの供用開始後に要する費用について、基本計画の変更によって事業費が増嵩した場合に過剰な負担増とならないよう必要な措置を講じること。

3. 河川等の水質改善及び自然環境の保全・再生を図るとともに、水辺環境への交流拠点整備、沿川地域間の交流など、河川空間の親水性・利便性向上に資する事業を推進すること。

4. 大規模自然災害の被災地における復旧・復興

(1) 大規模自然災害の被災地における河川管理施設等の災害復旧を推進するとともに、再度災害の防止と施設機能の強化につながる改良復旧事業については、採択基準の緩和を図り、集中的に実施すること。

(2) 近年の豪雨災害を踏まえ、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用

した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

5. 東日本大震災関係

遠隔自動化した水門や陸閘等の維持管理に係る財政措置を講じること。